

学校において予防すべき感染症について

下記の感染症にかかった場合、学校保健安全法により出席停止となります。出席停止の期間は欠席扱いになりません。出席停止の期間が「医師において感染のおそれがないと認められるまで」等、医師の診断が必要となる感染症においては、登校する際に「治癒証明書」の提出が必要となります。

○ 第2種

病名	出席停止期間	主な症状	潜伏期	伝染可能期間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで	悪寒、頭痛、高熱（39～40℃）、咳、鼻汁、倦怠感、腰痛、筋肉痛、消化器症状（嘔吐、下痢、腹痛）	1～4日 平均2日	発熱1日前～3日目ピークに7日目まで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗感染薬療法が終了するまで	病初期から連続して止まらない咳、発熱は少ない。	主に7～10日	咳が出現してから4週間頃まで
麻疹（はしか）	熱が下がって3日を経過するまで	カタル期（咳・鼻水・眼球結膜充血・頬粘膜コブ状斑・発熱）→発疹期→回復期を経る。カタル期が最も感染力が強い。発疹は耳の後ろから顔面にかけて出て、身体全体に広がる。急性脳症 1000人に1、2人。	8～12日	発熱出現の前日から解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	片側～両側の耳下腺腫脹、顎下腺、舌下腺腫脹、痛みを伴い、腫れは2～3日がピーク3～7日で消失。	16～18日	耳下腺等の腫脹1～2日前から腫脹後5日後まで
風疹（3日はしか）	発疹が消えるまで	発熱、発疹、耳の後ろ・首・腋下などが腫れる。咳、結膜充血。	16～18日	発疹の出る前7日～出た後7日間
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	発疹は体と首のあたりから顔面に生じやすく紅斑、水泡、膿疱、かさぶたの順に変化。発熱しない例も。	14～16日	発疹の出る1～2日前から全て痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後、2日を経過するまで	高熱（39～40℃）、咽頭痛、頭痛、食欲不振、咽頭発赤、頸部、後頭部リンパ節腫脹、眼症状（充血等）。	2～14日	初期数日が最も多いが便からは数ヶ月排出
結核	医師において感染のおそれがないと認められるまで	咳、痰、倦怠感、微熱、進行すると、寝汗、発熱、血痰、呼吸困難	2年以内 特に6か月以内	
髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで	発熱、頭痛、意識障害、嘔吐。時に劇症型感染症（致死率10%）	主に4日以内	有効な治療を開始して24時間経過する迄
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	悪寒、頭痛、高熱（39～40℃）、咳、鼻汁、倦怠感、腰痛、筋肉痛、消化器症状（嘔吐、下痢、腹痛）		発症2日前から発症後7～10日間

○ 第3種

コレラ	医師において感染のおそれがないと認められるまで	突然激しい水様性下痢と嘔吐、脱水	1～3日
細菌性赤痢		発熱、腹痛、しぶり腹、膿粘血便、下痢、嘔吐	1～3日
流行性角結膜炎（感染力強い）		急性結膜炎の症状で、結膜充血、まぶた腫脹、異物感、流涙、めやに、耳前リンパ節腫脹	2～14日
急性出血性結膜炎		眼の結膜に出血を起こす。結膜充血、まぶた腫脹、異物感、流涙、めやに、角膜びらん	24時間 2～3日
腸管出血性大腸菌感染症（O-157）		水様下痢便、腹痛、血便。なお、乏尿、出血傾向、意識障害は速やかに病院	10時間～6日
腸チフス・パラチフス		持続する発熱、発疹（バラ疹）などで発病。重症例では腸出血・腸穿孔。	7～14日

○その他の感染症 【第3種の感染症として扱う場合あり：学校で通常みられないような重大な流行が起った場合に、その感染拡大を防ぐために必要があるときに限り、校長が第3種の感染症として緊急的に措置を取る者として定められる。そのため、下記に示した感染症は必ず出席停止を行うべきというものではない】

病名	主な症状（潜伏期間）	出席停止期間
感染症胃腸炎 ノロ・ロタ・アデノ	飛沫・接触・経口（糞口）感染。嘔吐下痢が主症状。吐物にもウイルス多量。	全身状態がよいものは登校可
サルモネラ、カンピロバクター感染症	食中毒による急性細菌性腸炎。下痢、血便、嘔吐、発熱。	下痢が軽減すれば登校可能。
マイコプラズマ感染症	潜伏 2～3 週間。咳、発熱、頭痛などの風邪症状がゆっくり進行、時に咳徐々に激しくなる。	症状改善し、全身状態の良い者は登校可能。
肺炎球菌感染症	上気道、気管支炎、急性口蓋炎、肺炎、敗血症、髄膜炎、中耳炎。	症状安定、全身状態よければ登校可
溶連菌感染症	発熱、咽頭痛、咽頭扁桃の腫脹や化膿、頸部リンパ節炎。（適切な抗感染薬療法開始後 24 時間以内に感染力消失）	抗感染薬内服 2 4 時間後、登校可能。
伝染性紅斑（りんご病）	かぜ用症状の後に、顔、頬に蝶のような形の紅斑、手足にはレース状の紅斑	発疹期には感染力なし、登校可
RS ウィルス感染症	発熱、鼻中、咳き、喘鳴。	症状安定後、全身状態よければ可。
アトピー性皮膚炎・伝染性軟属腫（水いぼ）・伝染性膿痂疹（とびひ）など。（担任にはご連絡ください。）		登校しながらの治療が可能です。

＜インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について＞

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

熱が早く下がったとしても、**最低、発症した後5日は出席停止**となります。また、熱が下がった日によって、出席停止期間は延長します。

登校する際、「治癒証明書」は必要ありません。

【インフルエンザ】

出席停止期間：「発症した後5日間を経過し、かつ、※解熱後2日を経過するまで」

※解熱剤を使用せずに解熱すること

	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に解熱した場合		解熱 	1日目 	2日目 			登校 OK		
発症後 2日目に解熱した場合		解熱 	1日目 	2日目 			登校 OK		
発症後 3日目に解熱した場合		解熱 	1日目 	2日目 			登校 OK		
発症後 4日目に解熱した場合		解熱 	1日目 	2日目 			登校 OK		
発症後 5日目に解熱した場合		解熱 	1日目 	2日目 			登校 OK		

【新型コロナウイルス感染症】

出席停止期間：「発症した後5日間を経過し、かつ、※症状が軽快した後1日を経過するまで」

※解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあること

*無症状の感染である場合、「検体を採取した日から5日間」となります。

	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過	
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後 1日目に軽快した場合		軽快 	1日目 				登校 OK	
発症後 2日目に軽快した場合		軽快 	1日目 	2日目 			登校 OK	
発症後 3日目に軽快した場合		軽快 	1日目 	2日目 			登校 OK	
発症後 4日目に軽快した場合		軽快 	1日目 	2日目 			登校 OK	
発症後 5日目に軽快した場合		軽快 	1日目 	2日目 			登校 OK	